

環境監査実施手順

目 次

1	趣旨.....	2
2	監査の目的.....	2
3	監査の対象.....	2
4	定期監査.....	2
5	監査基準.....	3
6	評価区分.....	3
7	監査組織.....	3
8	環境監査員の権限.....	3
9	監査の実施.....	4
10	監査結果の通知.....	4
11	要改善事項の是正.....	4
12	監査結果の報告.....	4
13	監査結果の総括.....	5
14	監査結果の周知.....	5
15	補則.....	5
	附 則.....	5
	別紙 1 環境監査対象所属等抽出手順.....	7
	別紙 2 環境監査実施手順フロー図.....	9

令和5年4月1日
長野市

(趣旨)

第1 この手順は、長野市環境マネジメントシステムマニュアル（以下「マニュアル」という。）に規定する環境監査（以下「監査」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2 監査は、業務全般（日常活動を含む。）の問題点を検出し、及び改善方法を検討し、業務の推進を図ることで環境の保全又は環境負荷の削減を図るとともに、長野市環境マネジメントシステム（以下「NEMS」という。）がマニュアルに基づいて適切に実施されていること及び長野市公共工事率先実行計画が適切に運用されていることを、NEMSの適用組織内において相互に確認することを目的とする。

(監査の対象)

第3 監査は、NEMSの適用組織である全ての所属並びにNEMS事務局（以下「対象所属等」という。）を対象として実施する。監査を受ける所属等（以下「被監査所属等」という。）の責任者は、原則部局長とする。ただし、次の表に示す施設については、所管する所属長が被監査所属等の責任者として監査を受ける。

表1

施設	被監査所属等の責任者	施設	被監査所属等の責任者
支所	支所長	公民館	家庭・地域学びの課長
管財課車両管理棟	管財課長	学校給食センター	保健給食課長
保健センター	健康課長	水道維持課	水道維持課長
資源再生センター	資源再生センター所長	浄水課（犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場を含む。）	浄水課長
衛生センター	衛生センター所長	下水道施設課（東部浄化センターを含む。）	下水道施設課長

(定期監査)

第4 監査の対象期間は、原則として前回監査実施年度から当該年度の上半期とする。

- 2 監査は、原則として毎年度10月に実施する。
- 3 被対象所属等の監査は、次のとおり実施するものとする。

(1) 所属等の監査

ア 当該年度の監査の対象は、次の事項に基づき、抽出により決定し、実施する。

- (ア) 環境法規制及び事務事業の内容
- (イ) 過去の監査の実施状況
- (ウ) 新たに設置された所属等
- (エ) 前年度に重度の不適合があった所属等
- (オ) 前年度に軽度の不適合が三件以上あった所属等
- (カ) 施設の規模、利用状況等を考慮し、著しくエネルギーを使用している又は、前年度に著しくエネルギー使用量が増加している所属等
- (キ) その他、監査を必要とする所属等

イ 前項(ア)に係る抽出の手順は、「環境監査対象所属等抽出手順」で定める。

(2) NEMS事務局の監査

NEMS事務局の監査は、隔年度実施する。

4 公共工事に係る監査は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 監査の対象は、「長野市公共工事率先実行計画」に規定する適用範囲とする。
- (2) 環境監査員は、公共工事の規模、進捗状況等を考慮し、対象とする公共工事を選定する。
- (3) 所属等ごとの当該工事の対象数は、一箇所以上とする。
- (4) 前項の所属等の監査に併せて、実施する。

(監査基準)

第5 監査基準は、次のとおりとする。

- (1) 環境法令等への違反がないこと。
- (2) マニュアル及び関連文書により規定された事項からの逸脱がないこと。
- (3) 各指標に対して設定した当該年度の目標値の未達成がないこと又は未達成が想定されないこと。
- (4) 前回受けた監査における不適合、観察その他の要改善事項が是正されていること。

(評価区分)

第6 前項の監査基準に対する評価は、次のとおりとする。

(1) 適切

監査基準に照らして適切と判断されるもの。ただし、監査基準に照らして一部適切でないが、軽微なもので、口頭注意又は助言により速やかに改善されることが確実に判断されるものを含む。

(2) 要改善

監査基準に照らして不適切で、不適合通知書兼是正計画書(マニュアル6(3)。同様式8)により是正を求めることが適切と判断されるもの

また、当該評価については、その内容又は程度から、更に「重度の不適合」若しくは「軽度の不適合」又は「観察」に区分すること。

(監査組織)

第7 環境マネジメント総括者(市長)は、次の事項を実施する。

代表環境監査員(総務部長)の指名に基づいて、環境監査員を任命すること。

なお、環境監査員の任命は、任命書(様式2)の交付をもって行うこと。

2 代表環境監査員は、次の事項を実施する。

- (1) 監査組織を編成し、監査全体を統括すること。
- (2) 環境監査計画(様式1)を策定すること。
- (3) 被監査所属等を決定すること。
- (4) 対象所属等の部局長に環境監査員候補者の推薦を依頼し、推薦された者を「環境監査員経験者・候補者名簿」(様式3)に登録すること。
- (5) 当該名簿に登録され、監査を行うにあたり十分な力量を持つと判断される者の中から環境監査員を指名すること。
- (6) 環境監査員の中から、主任環境監査員(以下「リーダー」という。)を指名すること。
- (7) リーダー1名と1名以上のメンバー(環境監査員のうち、リーダー以外の者をいう。)で、環境監査チーム(以下「監査チーム」という。)を編成すること。
- (8) 相互内部環境監査協定等の締結団体及び県内の自治体に所属する職員を「相互環境監査員」とし、任意により環境監査に参加させること。

3 環境監査員は、次の事項を実施する。

- (1) 代表環境監査員が実施する環境監査員研修を受講し、監査遂行に必要な知識等を習得すること。
- (2) リーダーは、監査チームを統率し、監査を実施すること。

4 監査に関する庶務、その他監査全般に関して必要な事務を処理するために、環境保全温暖化対策課内に環境監査事務局を設置する。

(環境監査員の権限)

第8 環境監査員は、被監査所属等に対し、必要に応じて、関係資料の提出や事実の説明等を求めることができる。

2 環境監査員は、被監査所属等に対し、必要に応じて、NEMS又は長野市公共工事率先実行計画の実施若しくは運用に係る改善について助言を行うことができる。

(監査の実施)

第9 監査は、次のとおり実施する。

(1) 監査実施計画等の作成、通知

リーダーは、環境監査実施計画書兼通知書(様式4)を作成し、監査実施日の概ね2週間前までに、代表環境監査員に報告するとともに被監査所属等の責任者に通知する。

(2) 監査の準備

ア リーダーは、被監査所属等の責任者と調整のうえ、監査の日時、場所等を決定する。

イ リーダーは、監査の目的を考慮し、必要な情報(「指標・目標値」、環境法令等、各種手順等)を収集し、環境監査チェックリスト(様式5)を作成する。

(3) 監査の実施

環境監査員は、原則として被監査所属等を訪問して環境監査チェックリスト(様式5)等により監査を次のとおり実施する。ただし、環境監査の独立性を保つため、環境監査チーム構成員の所属等及び関連する活動に関する環境監査について、当該チームは、実施できないものとする。

ア 開始会議

リーダーは、被監査所属等の責任者及び関係者の出席のもと、環境監査実施計画書兼通知書(様式4)により、監査チームの紹介、監査の目的・範囲、日程(時間割)、手順等を説明する。

イ 情報の収集

リーダーは、環境監査チェックリスト(様式5)により、質問、NEMS関連文書等の確認及び現場確認等により必要な情報を収集する。ただし、環境監査員が必要と判断した場合、当該リストにない事項について、質問等することができる。

ウ 監査チーム会議

監査チームは、収集された情報をもとに、監査の目的に対する適合性等について協議し、環境監査の結果をとりまとめる。

エ 終了会議

(ア) リーダーは、被監査所属等の責任者に、監査の結果及びその理由を説明し、合意を得る。

(イ) 被監査所属等の責任者は、当該結果等について異議のある場合は、その内容及び理由をリーダーに説明する。

a リーダーは、被監査所属等の責任者からの異議が正当と判断される場合、メンバーに諮り、環境監査の結果を修正することができる。

b リーダーは、被監査所属等の責任者からの異議が正当と認められない場合は、環境監査結果報告書(様式6)に双方の見解を記入する。この場合、環境監査の結果は、「観察」とする。

(監査結果の通知)

第10 リーダーは、第9の監査を実施した後に、環境監査結果報告書(様式6)を作成し、被監査所属等の責任者に当該報告書を通知する。

2 リーダーは、被監査所属等に要改善事項があった場合は、監査を受けた所属等の部局長に対し、不適合通知書兼是正計画書(マニュアル6(3)。同様式8)のうち、不適合通知書を作成し、及び通知する。
(要改善事項の是正)

第11 監査を受けた所属等の部局長は、第10第2項の通知を受けた場合は、直ちに当該監査を受けた所属等の所属長に対し、是正措置又は是正策の検討を指示するとともに、不適合通知書兼是正計画書(マニュアル6(3)。同様式8)のうち、不適合是正計画書(以下「是正計画書という。」)を作成するよう指示する。ただし、要改善事項が「観察」の場合は、当該所属長と協議の上、監査基準に照らして速やかに改善されることが確実と判断されるものについては、この限りでない。

2 当該所属長は、部局長の指示により是正計画書を作成し、部局長に報告するとともに、当該写しを環境監査事務局に送付する。

3 環境監査事務局は、是正計画書の内容を確認の上、環境マネジメント責任者(環境部長)へ報告する。

4 環境マネジメント責任者は、是正計画書の内容が不十分であると認める場合は、監査を受けた所属等の所属長に修正等を指示する。

(監査結果の報告)

第12 リーダーは、第10で作成した環境監査結果報告書(様式6)の写しに、環境監査チェックリスト(様式5)を添付し、代表環境監査員に報告する。

2 環境監査事務局は、被監査所属に要改善事項があった場合は、是正計画書の写しを代表環境監査員に報告する。

(監査結果の総括)

第13 代表環境監査員は、全体の監査が完了したときは、環境監査報告書(様式7)を作成し、環境マネジメント総括者に報告する。

(監査結果の周知)

第14 環境監査事務局は、監査結果を庁内LAN等により全職員に周知する。

(補則)

第15 この手順は、代表環境監査員が制定及び改定する。

第16 この手順に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、代表環境監査員が別に定める。

附 則

(施行期日)

この手順は、平成24年9月1日から施行する。

この手順は、平成25年4月1日から施行する。

この手順は、平成26年4月1日から施行する。

この手順は、平成27年4月1日から施行する。

この手順は、平成28年4月1日から施行する。

この手順は、平成29年4月1日から施行する。

この手順は、平成30年4月1日から施行する。

この手順は、平成30年10月1日から施行する。

この手順は、平成31年4月1日から施行する。

この手順は、令和3年4月1日から施行する。

この手順は、令和4年4月1日から施行する。

この手順は、令和5年4月1日から施行する。

※関連文書 長野市環境マネジメントシステムマニュアルーNEMS マニュアル
長野市公共工事率先実行計画
相互内部環境監査協定書等
不適合通知書兼是正計画書 (NEMS マニュアル様式8)

※様式 環境監査計画 (様式1)
任命書 (様式2)
環境監査員経験者・候補者名簿 (様式3)
環境監査実施計画書兼通知書 (様式4)
環境監査チェックリスト (様式5)
環境監査結果報告書 (様式6)
環境監査報告書 (様式7)

改訂（改定）履歴

改訂（改定）履歴		主な改訂（改定）内容
当初制定	平成 14 年 5 月 1 日	制定
改訂	平成 16 年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> 用語の定義の追加 機構改革に伴う部門名の変更 工事現場の監査対象についてサンプリング数の変更 監査単位と対象数について一覧表で明示
改訂	平成 17 年 9 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> サイト拡大（4 支所）に伴う変更 サイト縮小（生活雑排水処理場の廃止）に伴う変更
改訂	平成 18 年 6 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> 制定・改訂の責任の変更 (環境マネジメント責任者→代表内部環境監査員) 部門の変更（教育委員会事務局・水道局）に伴う変更
改訂	平成 19 年 6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う部門・サイトの変更（連絡所→支所、会計課→会計局） サイト拡大に伴う変更（4 公民館、長野市保健所、12 保健センター） 手順の表現の変更
改訂	平成 20 年 6 月 3 日	<p>全面改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部環境監査の実施手順をマニュアルへの記載から関連文書化し、内部環境監査年間計画作成手順と統合。併せて手順書名も「内部環境監査年間計画作成手順」から「内部環境監査実施手順」に変更 「サイト」という用語を「施設」に変更
改訂	平成 21 年 8 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> 「目的」の一部変更 監査対象のサンプリングの設定
改訂	平成 22 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> サンプリング手順の明確化 内部環境監査員任命基準の明確化
改定	平成 23 年 4 月 1 日	<p>全部改定（ISO規格→NEMS移行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境監査の適用範囲の明確化 環境監査活動、環境監査対象部局抽出手順などNEMSと整合させる。
改定	平成 24 年 9 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 所属長がNEMSの実施責任者として監査を受ける施設の明示 「監査基準」及び「評価区分」の設定 機構改革に伴う被監査部局等の変更
改正	平成 25 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更
改定	平成 26 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更 監査対象の抽出の一部追加
改定	平成 27 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更 定期監査の対象期間の変更 被監査頻度の変更
改定	平成 28 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更
改定	平成 29 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更
改定	平成 30 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う所属名等の変更
改定	平成 30 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 監査対象部局等から監査対象所属等の変更 監査対象の抽出手順の変更
改定	平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う所属名等の変更
改定	令和 3 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う被監査部局等の変更
改定	令和 4 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴う所属名等の変更
改定	令和 5 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 「監視項目」の削除

別紙1 環境監査対象所属等抽出手順

(分類・対象数・頻度)

- 1 被監査所属等の抽出に当たり、表1のとおり「環境法規制の内容」及び「事務事業の内容」から環境影響度を「大」、「小」に区分し、かつ、表2のとおり、当該各区分が双方「大」の所属等を「A」に、「大」及び「小」の所属等を「B」に、双方「小」の所属等を「C」とする。ただし、NEMS事務局については、当該分類を「A」とする。
- 2 当該年度における被監査所属等の対象数及び頻度は、表3のとおりとし、各所属等の被監査の頻度等を示す。

表1 環境法規制及び事務事業の内容による分類基準表

種別	分類基準	影響度
環境法規制の内容	「有害な物質の排出に対し法規制の適用」を受ける所属等 当該規制の例示としては、大気汚染防止法による硫黄酸化物等の排出規制及び総量規制、水質汚濁防止法による排水基準など	大
	上記以外の所属等	小
事務事業の内容	事務事業の主たる内容が「日常活動」以外の所属等	大
	事務事業の主たる内容が「日常活動」の所属等	小

表2 環境法規制及び事務事業の内容による分類基準による分類表

影響度		分類
環境法規制	事務事業	
大	大	A
小	大	B
小	小	C

表3 監査対象所属等の被監査対象数及び頻度等

分類	所属等	被監査対象数	被監査の頻度
A	総務課	1 / 2	隔年
	環境衛生試験所		
	資源再生センター（最終処分場を含む。）		
	衛生センター（犀峽衛生センターを含む。）		
	第一学校給食センター		
	第二学校給食センター		
	第四学校給食センター		
	浄水課（犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場を含む。）		
	下水道施設課（東部浄化センターを含む。）		
	NEMS事務局		
B	食品生活衛生課	1 / 3	3年に1回
	環境保全温暖化対策課		
	廃棄物対策課		
	生活環境課		
	森林いのしか対策課		
	農地整備課		
	道路課		
	河川課		
	維持課		
	住宅課		
	建築課		
	都市計画課		
	公園緑地課		
	市街地整備課		
	まちづくり課		
	水道整備課		
	水道維持課		
	下水道整備課		
C	上記以外の所属等	必要に応じて	必要に応じて

別紙2 環境監査実施手順フロー図

